

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和6年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	146,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,121,087

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業		
		特 定 財 源			一 般 財 源				
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財 源化分の市 町村交付金)	そ の 他			
社 会 福 祉	社会福祉費	288,593	222,079			37,584	28,930	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業	
	老人福祉費	6,249			1,533	814	3,902	老人保護措置事業、在宅生活支援事業	
	児童福祉費	515,608	364,354			9,806	67,148	74,300	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	810,450	586,433	0	11,339	105,546	107,132		
社 会 保 険	介護保険事業	179,072	7,891			23,320	147,861	介護保険特別会計繰出金	
	国民健康保険事業	119,248	52,683			15,530	51,035	国民健康保険事業特別会計繰出金	
	小 計	298,320	60,574	0	0	38,850	198,896		
保 健 衛 生	保健衛生費	12,317	5,576			1,604	5,137	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業	
	小 計	12,317	5,576			1,604	5,137		
合 計		1,121,087	652,583	0	11,339	146,000	311,165		

※一般職人件費・一般事務費は除く。